

1960年代における厚生年金の制度展開について —賦課方式への傾斜—

阿部 公一

The Historical Development of the Employees'
Pension Insurance in the 1960s :
A Major Shift to a Pay-as-you-go System
Koichi ABE

Abstract

This paper describes the historical development of the financing method of the Employees' Pension Insurance (EPI) in the 1960s.

In the preceding paper, I wrote about the historical development of the financing method of the EPI up to the 1954 reform. In Japan, the Workers' Pension Insurance (WPI) was established in 1941 and was renamed the Employees' Pension Insurance in 1944. When the WPI was started in 1942, it was a fully funded system similar to a private insurance system. This system, however, gradually collapsed under post-war hyperinflation. As a consequence of the 1954 reform, the system was converted to a partly funded system, similar to a pay-as-you-go system with funds, and the increase in premiums was frozen in the reform.

Since the 1954 reform, the financing method has been undergoing a major shift from a partly funded system to a pay-as-you-go, unfunded system. In order to analyze the process of the resulting major shift, this paper focuses on the historical development of the financing method of the EPI in the 1960s following the 1954 reform.

1. はじめに

拙稿「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」では、戦時経済体制下および戦後の経済復興期を通じて、厚生年金の制度展開を論じてきた。拙稿においては、厚生年金の改正に至った経済的背景を把握しながら、とりわけ、厚生年金における財政方式に関して、その変遷の制度的要因について焦点を当てて論じてきた。戦後経済復興期における厚生年金改正の重要な局面は、とにかく1954（昭和29）年の改正であろう。厚生年金の財政方式に関しては、労働者年金の創設時から、平準保険料率にもとづく完全積立方式により出発した。だが、終戦後の爆発的なインフレの影響を受けたことにより、完全積立方式の厚生年金制度は、「冬眠」から「仮死」状態にまで追い込まれていった。この窮地を切り抜けるために、同年の改正では、平準保険料率の継続を断念し、従来の3%の保険料率を据え置くことにより、暫定的な保険料率として、その後において保険料率を引き上げていく対応を選択した。したがって、同年の改正を通じて、厚生年金の財政方式に関しては、賦課方式を加味した修正積立方式に改められたといえよう。

拙稿では紙数の制約もあり、厚生年金の制度展開について、修正積立方式への移行までを対象期間とした。厚生年金の財政方式に関しては、その後の1960年代を通じて、修正積立方式から賦課方式へと傾斜していく。そこで本稿では、高度経済成長期と重なる1960年代を対象期間として、厚生年金の制度展開について論じていく。1954（昭和29）年の改正の際には、少なくとも5年毎に財政再計算を実施することを規定した。本稿では、5年毎の財政再計算にもとづく1960（昭和35）年、1965（昭和40）年、1969（昭和44）年の厚生年金改正を対象にして、修正積立方式から賦課方式へと傾斜していく過程を明らかにし、その制度的な要因について分析していく。なお、本稿においては、「前回の改正」という記述を用いている箇所もあるが、同上の記述を用いた場合、1960年代の厚生年金改正に関して、5年毎の財政再計算にもとづく前回の改正を意味している。

以下に本稿における章構成を紹介するが、まず2章において、修正積立方式への移行後を対象に、老齢年金の給付水準の実態とその推移を分析していく。

その分析を通じて、給付水準に付隨する問題点として、報酬比例部分の定額化問題について考察していく。続く3章では、第1回目の財政再計算の到来と1960（昭和35）年改正について論じていく。同年の改正では、給付と負担とに関する小幅な改正に終わるが、3節において、給付水準の改善と保険料率の引き上げについて論じている。

同年の改正は微調整程度に終わったものの、その後の改正において、退職金制度と厚生年金との調整問題に妥協がみられたことから、日本経営者団体連盟の厚生年金改正に対する抵抗も次第に弱まっていった。このような経緯を4章にて展開していく。本章では、両者の調整問題を改正の前提条件とした1965（昭和40）年改正について、消極的な保険料率の引き上げのもとに、給付水準の大幅な改善が行われていく過程を論じている。同年の改正により、モデル年金として「1万円年金」も建前的には発生したが、その後の高度経済成長期を通じて、給付水準の遅れがまたしても顕著になっていった。このような経緯から、1969（昭和44）年改正では、再び給付水準の改善が要望されることになるが、5章では、2節にて給付水準の改善による「2万円年金」について論じている。しかし、同年の改正では、給付水準の改善に見合う保険料率の引き上げを見送った経緯があった。この点に関しては、3節において詳細に検討している。

以上の章構成を通じて、本稿では、修正積立方式から賦課方式へと傾斜していく制度的要因の特徴を分析するために、1960年代の厚生年金の制度展開について論じていく。

2. 1954年改正後における給付水準の実態と付隨する問題点

2.1 老齢年金の給付水準の実態とその推移

表1は、老齢年金給付月額の実額およびその指数の推移を表している。また、平均標準報酬月額と平均賃金月額に対する老齢年金給付月額の比率の推移も列記している。本表における老齢年金給付月額および平均標準報酬月額のそれぞれの実額は、各年度末現在における数値である。ただし、平均賃金月額に関しては、各年における平均の数値を用いている。修正積立方式への移行後を対象に、本表から老齢年金の給付水準の実態とその推移をたどってみよう。また、

表1 老齢年金の給付水準の推移（1953～60年度）

年度	給付月額 [A]		平均標準報酬月額 [B]		[A]/[B] (%)	平均賃金月額 [C]		[A]/[C] (%)
	実額(円)	指数	実額(円)	指数		実額(円)	指数	
1953	100	—	7,171	—	1.4	14,068	—	0.7
1954	3,462	100	11,621	100	29.8	15,115	100	22.9
1955	3,530	102	11,884	102	29.7	15,741	104	22.4
1956	3,543	102	12,049	104	29.4	16,723	111	21.2
1957	3,462	100	12,352	106	28.0	17,518	116	19.8
1958	3,427	99	12,523	108	27.4	17,563	116	19.5
1959	3,336	96	12,659	109	26.4	18,536	123	18.0
1960	3,476	100	16,690	144	20.8	19,617	130	17.7

(出所) 厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、431頁の第63表、538頁の第3表から作成。

平均標準報酬月額と現実の賃金実態との関係も分析していく。

まず、老齢年金の1件当たりの平均給付月額の推移をたどってみよう。1953（昭和28）年度に発生した4人の炭鉱労働者に対する養老年金（1954年改正により老齢年金に改称）額は、1ヶ月当たり100円、年額1,200円（300円×4ヶ月分）の水準にしかならなかった。この低額給付水準の理由は、先の1948（昭和23）年改正において、給付算定の基礎となる標準報酬月額を最低額の300円にて計算したことに起因している。「仮死状態」にある100円という給付水準を改善する必要性から、後の1954（昭和29）年には、重要な局面となる改正が行われた。

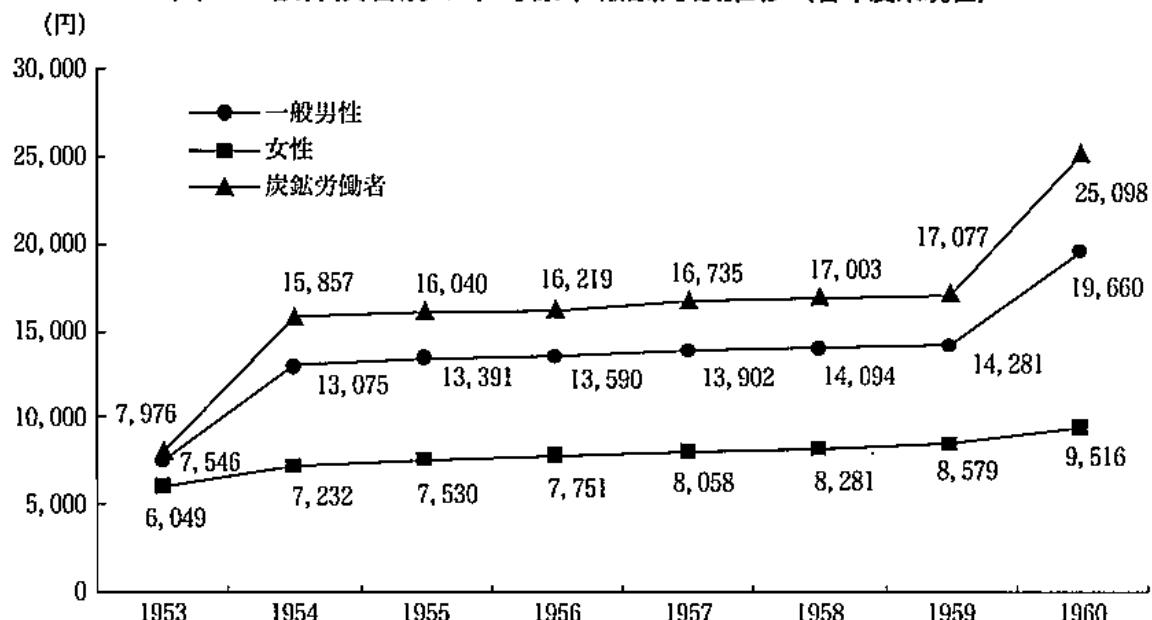
その改正を通じて、同年度の老齢年金の給付額は、1ヶ月当たり3,462円、年額41,540円に引き上げられた。翌年度以降の給付額をたどっていくと、名目上においては、その実額に顕著な変動もなく、おおむね3,500円前後を行き来している。もっとも給付額が低い年度は1959（昭和34）年度であり、本表における基準年度と比較すると、わずか126円ではあるが減少の変化がみられる。この点に関して、指数化された数値で比較してみると100から96に落ち込んでいる。1件当たりの老齢年金の名目上の給付月額の推移は、上述したような落ち込みがみられる年度もあるものの、本質的には変化していないと分析することができよう。

次に、給付額の基礎となる平均標準報酬月額の推移をたどってみよう。本表における標準報酬月額は、一般男性・女性・炭鉱労働者から構成される被保険者全体を通じての平均を表している。本表の基準年度において、被保険者全体の平均標準報酬月額は11,621円であったものの、その5年後に同上額は12,659円に上昇していく。この推移を指数化された数値で比較すると、その指数は100から109に変化している。

なお、一般男性や炭鉱労働者のそれぞれの平均標準報酬月額の数値に関しては、本表における被保険者全体の平均値を上回っていると推測されよう。この点に関しては、図1により確認してほしい。本図では、被保険者別の平均標準報酬月額の推移を描いている。一般男性と女性とのそれぞれの平均標準報酬月額を比較した場合、女性の平均標準報酬月額は、例外的な年度もみられるものの、一般男性のおおむね6割程度にあるといえよう。このような特徴から、一般男性と女性とにおける明らかな賃金格差がみられる。

ここで再び表1に戻り、平均標準報酬月額に対する老齢年金給付月額の比率の推移を分析してみよう。当時においては、所得保障割合の基準として同上比率を用いていた。本表における基準年度において、その比率は29.8%とおよそ3割を占めていたが、その後は下降の一途をたどり、5年後には26.4%ま

図1 被保険者別の平均標準報酬月額推移（各年度末現在）



(出所) 厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、1003頁の第9表より作成。

で落ち込んでいる。また、平均賃金月額に対する老齢年金給付月額の比率の推移も分析してみよう。本表における平均賃金月額は、サービス業を除き、従業員規模30人以上の事業所を対象にした年平均額を用いている。やはり、同上期間を通じて22.9%から18.0%まで落ち込んでいる。

だが、平均賃金月額に対する所得保障割合の数値は、平均標準報酬月額に対する同上数値を下回っており、その推移に関しても、より速いペースで下降の一途をたどっている。以下にその原因を分析してみることにしよう。ここで平均標準報酬月額と平均賃金月額とに関して、それぞれの指標の推移をたどってみると、平均賃金月額の上昇率の方が明らかに速いことが窺えよう。このような状況は、賃金水準の上昇の伸び率が速いことにより、標準報酬月額等級の最高額が、賃金水準の実態に追いついていないことに起因している。つまり、現状の標準報酬月額等級の最高額18,000円では、賃金上昇の伸長率を完全に反映しきれていない状況にあるといえよう¹⁾。このような結果、平均賃金月額の上昇率は、平均標準報酬月額の上昇率を上回ることになる。さらに、老齢年金の給付額は、過去の低い標準報酬月額を基準にして算出されることから、現在における賃金水準の上昇率が増大する程、当然のことながら、老齢年金の給付額は相対的に低下していくことであろう。以上の分析結果、老齢年金の給付水準は、賃金水準に対してより低額の給付水準となりえる。

いずれにしても、老齢年金における低額の給付水準は、労働者の生活保障を達成する目的から程遠くなっていく。また、老齢年金における低額の給付水準を主要な原因として、厚生年金から特定職域が離脱し、独自の公的年金制度（共済組合）を設立する動きがみられた²⁾。このような事態も発生したことにより、老齢年金の給付額を引き上げる要請が高まりつつあった。

2.2 報酬比例部分の定額化問題

賃金水準の上昇の伸び率が速いことにより、現状の標準報酬月額等級の最高額では、現実の賃金水準の実態を反映しきれていないことについて、前節を通じて論じてきた。そこで、本節においては、現実の賃金水準の実態から立ち遅れた標準報酬月額等級を適用することにより、それに付随する問題点について指摘していく。

労働者年金の出発点においては、炭鉱労働者の拠出期間を15年、支給開始年齢を50歳（1954年改正時に55歳に引き上げられている）に定めていた。この拠出期間に関しては、特例を適用することにより、同一事業所に継続して勤務した場合、拠出期間が12年に短縮された。また、厚生年金に改称された際に、新たな特例として、炭鉱労働者に戦時加算が認められることになった。戦時加算を有する場合、拠出期間がさらに6ヶ月短縮されることから、結局のところ、拠出期間は11年6ヶ月となり、最も早い場合、1953（昭和28）年の11月末に拠出期間を満たすことが可能となる³⁾。実際に、翌年の2月には養老年金（老齢年金）受給者が初めて発生するが、その給付額は年額1,200円の低給付水準にあった。

このような低額の給付水準を改善するために、1954（昭和29）年改正では、まず、賃金や物価の水準から取り残されていた標準報酬月額等級を引き上げた。なお、参考までに紹介しておくが、政府管掌健康保険の標準報酬月額等級に関しては、1953（昭和28）年1月末現在において、平均標準報酬月額9,554円、最高額24,000円の水準にあった⁴⁾。だが、厚生年金に関しては、労使双方における急激な保険料負担を回避するために、健康保険における標準報酬月額等級の最高額に合わせることをしなかった。したがって、現状における標準報酬月額等級の最高額は、すでに現実の賃金実態よりも、比較的低く設定されていたことを指摘することができよう。この点に関しては後述するが、その背景には日本経営者団体連盟の強い抵抗があった。

表2は、標準報酬月額の各等級に占める被保険者数比率を表している。本表から、1954（昭和29）年度末とその3年後の1957（昭和32）年度末の変化を探ってみよう。標準報酬月額の等級は、最低額3,000円から最高額18,000円の12等級に区分されている。まず、前者における各等級に占める被保険者数比率をみてみよう。一般男性に関しては、最高等級の12等級に35.9%が集中している。まして、炭鉱労働者に関しては、同上等級に55.9%も集中するに至っている。被保険者全体を通じては、最高等級に27.7%が集中し、ついで第9等級に8.8%、第8等級に8.1%と続く。

前者の時点における被保険者数788万2,578人に対して、後者の時点における同上者数は、1.27倍増の1,002万2,771人に増加している⁵⁾。一般男性に関

表2 標準報酬月額の各等級に占める被保険者比率
(1954年度末と57年度末との比較)

標準報酬月額等級 (円)	一般男性(%)		女性(%)		炭鉱労働者(%)		被保険者全体(%)	
	1954 年度末	1957 年度末	1954 年度末	1957 年度末	1954 年度末	1957 年度末	1954 年度末	1957 年度末
第1等級	3,000	0.9	0.4	5.6	2.2	0.0	0.0	2.1
第2等級	4,000	1.9	1.2	12.5	7.5	0.0	0.0	4.6
第3等級	5,000	3.7	2.5	17.8	14.5	0.2	0.0	7.3
第4等級	6,000	4.6	3.6	15.8	16.0	0.3	0.1	7.4
第5等級	7,000	5.3	4.4	11.9	14.4	0.6	0.2	6.9
第6等級	8,000	5.9	5.2	9.5	11.4	1.3	0.6	6.7
第7等級	9,000	14.6	5.0	7.1	8.2	2.2	1.0	5.9
第8等級	10,000	8.5	7.7	7.4	8.7	4.8	2.7	8.1
第9等級	12,000	9.9	9.1	5.3	6.6	9.4	6.0	8.8
第10等級	14,000	9.1	8.3	2.9	3.8	11.7	7.5	7.0
第11等級	16,000	8.6	8.2	1.8	2.5	13.6	10.0	7.0
第12等級	18,000	35.9	44.4	2.3	4.2	55.9	71.9	27.7
								34.0

(出所) 厚生省年金局・社会保険庁年金保険部編『厚生年金保険25年史』財団法人厚生団、1968年、560頁の第30表、562頁の第32表。

しては、最高等級の12等級に44.4%が集中しており、第9等級から第12等級間の上位4等級間には70.0%が集中している。炭鉱労働者に関しては、第12等級に71.9%が集中し、上位4等級間には95.4%も集中している。被保険者全体を通じてみても、第12等級には340万2,771人の34.0%が集中し、上位4等級間には56.0%が集中するに至っている。以上の比較から、前者から3年経過後の後者の時点において、最高等級に占める被保険者数比率は、明らかに上昇していることが読み取れる。つまり、現状の標準報酬月額等級の最高額18,000円では、現実の賃金水準からの立ち遅れが、年々拡大されていくことになると推測されよう。

1954(昭和29)年改正の以前において、養老年金(老齢年金)の給付算定方式は、完全報酬比例制にもとづいて、平均標準報酬月額の4ヶ月分をその基本額としてきた。だが、同年の改正により、新たな給付算定方式が導入され、老齢年金の給付基本額は、固定額である定額部分に報酬比例部分を加算することに改められた。もっとも、報酬比例部分の算定は、標準報酬月額を基準としていることから、上述してきたような最高等級に占める被保険者数比率の集中

は、報酬比例部分の定額化問題を発生させることであろう⁶⁾。

最高等級に占める被保険者数比率は、年々上昇していくことが容易に推測される。賃金額が17,000円以上の被保険者は、たとえどんなに賃金額が高くても、第12等級に分類され、報酬比例部分を算定する基礎額は18,000円に読み替えられる。その結果、拠出期間20年の被保険者の報酬比例額は、1ヶ月当たり1,800円に固定されてしまう。その状況は報酬比例部分の定額化を意味し、2段階の混合給付算定方式において、報酬比例部分の役割を縮小させることであろう。このような問題点を改善するためにも、標準報酬月額等級を引き上げる必要性があった。本節の最後に再び繰り返すことにするが、現状の標準報酬月額等級の最高額では、賃金上昇の伸長率を完全に反映しきれていないといえよう。

3. 財政再計算期の到来と1960年改正

3.1 第1回財政再計算期の到来

1954（昭和29）年5月19日に公布された厚生年金保険法の第81条では、厚生年金の財政運営に必要な保険料徴収に関する重要な規定を述べている。とりわけ、同条の第4項において、「保険料率は、保険給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入および国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも5年毎に、この基準にしたがって計算されるべきものとする」と規定している⁷⁾。

本項が規定される以前の1948（昭和23）年改正では、将来における低額の養老年金（老齢年金）の給付水準を改める必要性からも、標準報酬月額の等級を最低の300円から最高8,100円までの27等級に引き上げた。当然のことながら、標準報酬月額における等級の引き上げは、被保険者の保険料負担増に結びつく。だが、当時における被保険者の生活は、相変わらず激しいインフレや食糧難に直面しており、保険料の負担能力に関して、限界の状況に置かれていたといえよう。このような経緯から、恒常的な保険料率を意味する平準保険料率に対し、暫定的に保険料率をその3分の1程度にまで引き下げるにより、緊急的な手当てをほどこした。そこで、まだ支給が開始されていなかった養老

年金（老齢年金）と遺族年金との給付額の算定に関しては、再び繰り返すが、標準報酬月額等級における最低額300円を用いることで対応した。その結果、同一事業所に継続勤務し、かつ、戦時加算を有する炭鉱労働者に発生する養老年金（老齢年金）の給付額は、極端に低い年額1,200円の給付水準に陥ると推計された。

もっとも、1954（昭和29）年改正においても、暫定的な保険料率に関して、その方針は継続された。一般男性および女性の保険料率を3.0%、炭鉱労働者の保険料率は3.5%に据え置かれた状態にあった。ただし、同年の改正において、上述した財政再計算の規定が設けられることにより、5年毎に保険料率を見直すことになる。

当時、積立金運用利率の2つの推計にもとづいて、5年毎の保険料率引き上げに関する2案を計画していた⁸⁾。積立金運用利率に関しては、労働者年金施行時に3.5%を適用していたものの、その利率は次第に引き上げられていき、同年の改正時においては5.5%の利率が適用されることになる⁹⁾。改正後の積立金運用利率に関して、当時の5.5%を適用する案と、諸外国の事例から当初10年間を5.0%、それ以降を4.5%とする案の2案が用意されていた。これら2つの積立金運用利率を前提として、保険料率引き上げに関する2案が推計された。また、それらの計画案においては、第3回財政再計算の到来時期までを目途に、保険料率の段階的な引き上げの見通しを推計している。以上のような保険料率の段階的な引き上げ計画は、厚生年金における財政方式に関して、従来の完全積立方式から、賦課方式を加味した修正積立方式への移行を示唆している。

なお、「修正積立方式」という用語に対して、当時、「修正賦課方式」という用語もみられた。しかし、完全積立方式による完全積立金の保有と比較して、修正積立方式においても、不完全ながら、つまり、部分的にも積立金を持ち得ていることや、当時においては、その積立金の果たす財政上の役割が大きいと考えられていたことから、修正積立方式と呼ぶことが適切であるとされた¹⁰⁾。

当然のことではあるが、修正積立方式による最終的な保険料率は、完全積立方式による平準保険料率よりも、高く設定する必要性がある。完全積立方式の積立金総額よりも、修正積立方式の積立金総額は少なくなるであろう。したがつ

て、平準保険料率よりも、最終的な保険料率を引き上げなければならない。完全積立方式による平準保険料方式を破棄し、暫定的な保険料率を採用することは、積立金不足とそれに付随する運用収入の損失を発生させる。

その結果、急激な少子・高齢化が進行すると、各世代間における保険料負担の均衡に不公平感をもたらす。なぜなら、高齢者世代（前世代）の給付費用の一部分を労働者世代（後世代）に転嫁しなければならないからである。この意味において、1954（昭和29）年改正後の厚生年金の財政方式は、賦課方式に向けて踏み出したといえよう¹¹⁾。確認のために述べておくことにするが、たとえ、完全積立方式のもとに平準保険料率を採用していたとしても、長期間を通じて、物価水準や賃金水準の継続的な上昇がみられる場合においては、やはり、積立金不足が発生し、前世代の給付費用の一部分を後世代に転嫁させる結果となろう¹²⁾。

上述してきたように1954（昭和29）年改正では、積立金の予定運用利率5.5%のもとに、一般男性および女性を3.0%、炭鉱労働者に対しては3.5%に据え置いたことから、5年後の財政再計算時には、再計算にもとづいて、暫定的な保険料率を見直すこと、すなわち、引き上げる必要性に迫られていた。第1回目の財政再計算は、1958（昭和33）年の春には着手され、その結果は翌年の初頭に明らかになった。この財政再計算の結果にもとづいて、厚生省は改正法案を作成した。

もっとも、1954（昭和29）年の改正時においては、積立金運用利率5.5%のもとに、5年後には、一般男性の保険料率を4.0%、女性3.2%、炭鉱労働者4.8%に引き上げることも計画していた。しかし、今回の財政再計算では、一般男性の保険料率を3.0%から3.5%、炭鉱労働者に関しては3.5%から4.2%への引き上げ幅で対応することとし、女性については、保険料率の引き上げの必要性がないという結論に至った¹³⁾。さらに、財政再計算を通じて、将来における保険料率の段階的な引き上げの見通しをみてみよう¹⁴⁾。ここでは一般男性を例にあげるが、1964（昭和39）年度から68（昭和43）年度を通じて4.0%、1969（昭和44）年度以降4.4%に引き上げる見通しにあった。そして、一般男性の最終的な保険料率を4.4%と計算している。

3.2 可決成立までの経緯¹⁵⁾

従来の厚生年金の改正の際と同様に、今回の改正に際しても、被保険者側と事業主側とにおける意見の対立がみられた。今回の改正において、事業主側に属する日本経営者団体連盟は、次のような「厚生年金保険法の改正問題に対する意見」を1959（昭和34）年2月に公表した。

- ① 国民年金制度¹⁶⁾の発足を待って厚生年金の改正を行っても遅すぎるとはない
- ② 企業の退職年金制度と厚生年金との関係を調整することなしに、厚生年金のみを充実することに賛成しかねない

このような日本経営者団体連盟の主張、とくに①の意見から、今回の改正は微調整程度の小幅な手直しに終わった。

第1回目の財政再計算にもとづく改正法案は、1959（昭和34）年2月26日に第31回通常国会に提出された。改正法案の提出に関して、社会保険の費用負担の総合調整の立場から、厚生年金の改正法案を含めた4つの法律（他に、船員保険法・日雇労働者健康保険法・失業保険法）が1本にまとめて提出された。同上国会においては、提案説明がなされたに過ぎなかった。続く第32・33回臨時国会においても、本質的な審議はなされない状況にあった。

一方、厚生年金の改正法案に関する部分を先の4つの法律から独立させることにより、1959（昭和34）年12月21日に、議員提案として第33回臨時国会に提出した。それから、同上国会において提案理由の説明が済ませた。このような経緯から、改正法案は、続く第34回通常国会への継続審議として扱われた。ようやく、同上国会において、改正法案は可決成立にこぎつけることができた。

改正法は1960（昭和35）年3月31日に公布され、同年の5月1日から施行されることになった。第1回目の財政再計算にもとづいて、1959（昭和34）年内に改正法案が可決されることを見通していたものの、改正法案が国会に提出されてから可決成立し公布されるまでに、実に1年の期間を要した。

3.3 給付と負担とに関する小幅改正

（1）給付水準の改善

報酬比例部分の定額化問題は、現実の賃金水準から立ち遅れた標準報酬月額

等級に起因することを分析してきた。老齢年金の給付水準を改善するためには、まず、標準報酬月額等級を改める必要性がある。そこで、今回の改正においては、給付水準を改善するために、次のような改正を行った。

- ① 標準報酬月額等級の改正
- ② 給付算定方式の改正

以下に、これらの改正の特徴について説明していこう。①標準報酬月額等級の改正に関しては、先の1957（昭和32）年改正法案において、最低額を4,000円に引き上げることを検討していたものの、結局、標準報酬月額等級の改正に関しては見送られた経緯がある。今回の改正では、従来の最低額3,000円から最高額18,000円の12等級について、最低額3,000円から最高額36,000円の20等級に改めた。今回の改正においては、標準報酬月額等級に現実の賃金水準を反映させるために、最高額を従来の2倍に引き上げている。ただし、最低額に関しては、現状のままに据え置かれた。

ここで表3を見てほしい。本表は、1960（昭和35）年度末現在における標準報酬月額の各等級に占める被保険者比率を表している。今回の改正による標準報酬月額等級の改正により、最高等級に占める被保険者比率の集中度合いの分散程度を確認しておこう。被保険者全体の平均をみてみると、最高等級に10.3%が集中している。その数値は、各等級に占めるそれぞれの比率において、最も高い数値を示している。これを除けば、第9等級の12,000円をピークに山型の分布図を描いている。標準報酬月額等級の最高額を従来の2倍に引き上げたことにより、確かに、最高等級に占める被保険者比率の集中度合いを緩和させている。炭鉱労働者と一般男性に関しては、それぞれ16.9%と14.4%の集中度合いにあるものの、被保険者全体をみてみると、改正の結果、従来の最高等級に占める被保険者比率を大幅に緩和しているといえよう。なお、本表から、一般労働者や炭鉱労働者と比較して、女性の賃金体系の低さを指摘することができよう。女性に関しては、第4等級の6,000円から第8等級の10,000円の5等級間に、被保険者比率が集中しており、同上等級間は山型分布図のピークおよびその周辺に相当している。

次に、②の給付算定方式の改正による給付水準の引き上げについてみていこう。老齢年金の給付においては、定額部分に報酬比例部分を加算することによ

表3 標準報酬月額の各等級に占める被保険者比率

(1960年度末)

標準報酬月額等級 (円)	一般男性 (%)	女性 (%)	炭鉱労働者 (%)	被保険者全体 (%)
第1等級 3,000	0.1	0.7	—	0.1
第2等級 4,000	0.3	2.5	0.0	1.0
第3等級 5,000	1.0	7.3	0.0	2.9
第4等級 6,000	1.9	12.4	0.0	5.1
第5等級 7,000	3.1	15.1	0.1	6.7
第6等級 8,000	4.2	14.7	0.3	7.3
第7等級 9,000	4.6	11.7	0.5	6.6
第8等級 10,000	7.3	12.1	1.4	8.6
第9等級 12,000	8.9	8.7	3.6	8.7
第10等級 14,000	8.3	4.9	5.1	7.2
第11等級 16,000	8.3	3.3	6.8	6.7
第12等級 18,000	6.7	1.9	7.1	5.3
第13等級 20,000	6.3	1.5	7.5	4.9
第14等級 22,000	5.0	0.9	8.1	3.8
第15等級 24,000	4.4	0.6	8.6	3.3
第16等級 26,000	4.3	0.5	8.4	3.2
第17等級 28,000	3.4	0.3	8.3	2.5
第18等級 30,000	4.1	0.3	8.9	3.0
第19等級 33,000	3.5	0.2	8.4	2.6
第20等級 36,000	14.4	0.5	16.9	10.3

(出所) 厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、485頁 の第36表。

り、給付基本額が算出される。改正法案の形成過程においては、定額部分と報酬比例部分とに関して、いずれを増額すべきかの議論が繰り返された。この点に関して、被保険者側は定額部分の増額を主張していたものの、その主張とは反対に、報酬比例部分を増額することになった。給付改善の財源に、標準報酬月額等級の最高額の引き上げによる保険料収入分を見込んでいることから、最終的な改正法案の形成において、報酬比例部分を増額することに決定した。

従来の報酬比例部分の算定方式においては、被保険者期間20年の者を基準にして、全期間の平均標準報酬月額の10% $[(5/1,000) \times 240 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月}]$ を1ヶ月当たりの報酬比例額としてきた。今回の改正を通じて、算定方式の係

数を1,000分の6に引き上げることにより、1ヶ月当たりの報酬比例額を平均標準報酬月額の12% $[(6/1,000) \times 240 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月}]$ に改めた。たとえば、被保険者期間20年、全期間の平均標準報酬月額10,000円の者は、従来の給付算定方式によると、1ヶ月当たりの報酬比例額は1,000円になるが、新給付算定方式を適用すると、1ヶ月当たり1,200円と計算される。つまり、今回の改正を通じて、報酬比例部分に関しては、2割の給付額の引き上げが行われた。

(2) 保険料率の引き上げ

今回の改正では、標準報酬月額等級や給付算定方式の改正を通じて、給付水準の改善が行われた。一方、財政再計算にもとづいて、保険料率を見直さなければならぬ必要性に迫られていた。以前の計画では、積立金の運用利率5.5%のもとに、一般男性4.0%、女性3.2%、炭鉱労働者4.8%に引き上げることを計画していた。だが、今回の改正における保険料率の引き上げ案の形成過程においては、4.0%（一般男性の場合）に引き上げることを躊躇し、保険料率の引き上げ幅を検討する必要性があるとした¹⁷⁾。

ここで、第1回目の財政再計算にもとづく各保険料率について以下にみてみよう¹⁸⁾。今回の改正においては、財政再計算にもとづいて、一般男性（第1種被保険者）を3.5%、炭鉱労働者（第3種被保険者）を4.2%に引き上げることにとどめた。また、女性（第2種被保険者）に関しては、財政再計算の結果から、引き上げることを必要としなかった。結局、今回の改正による保険料率の引き上げは、以前に計画されていた本来の引き上げ幅よりも、抑制された引き上げ幅に終わった。なお、財政再計算にもとづく平準保険料率では、一般男性4.1%、女性3.0%、炭鉱労働者4.9%を必要とするとされた。修正積立方式による最終保険料率は、これらの平準保険料率を上回ることを必要としている。改正法案が提出された1959（昭和34）年2月の当初においては、修正積立方式のもとにおける保険財政均衡の最終保険料率に関して、一般男性4.4%、女性3.0%、炭鉱労働者5.2%の見通しにあった。

だが、改正法案が可決成立し公布されるまでに、実に1年の期間を要したことから、法案提出時の保険料率や最終保険料率に関しても、若干ながら引き上げることを必要としていた。このような経緯から、今回の改正による保険料率

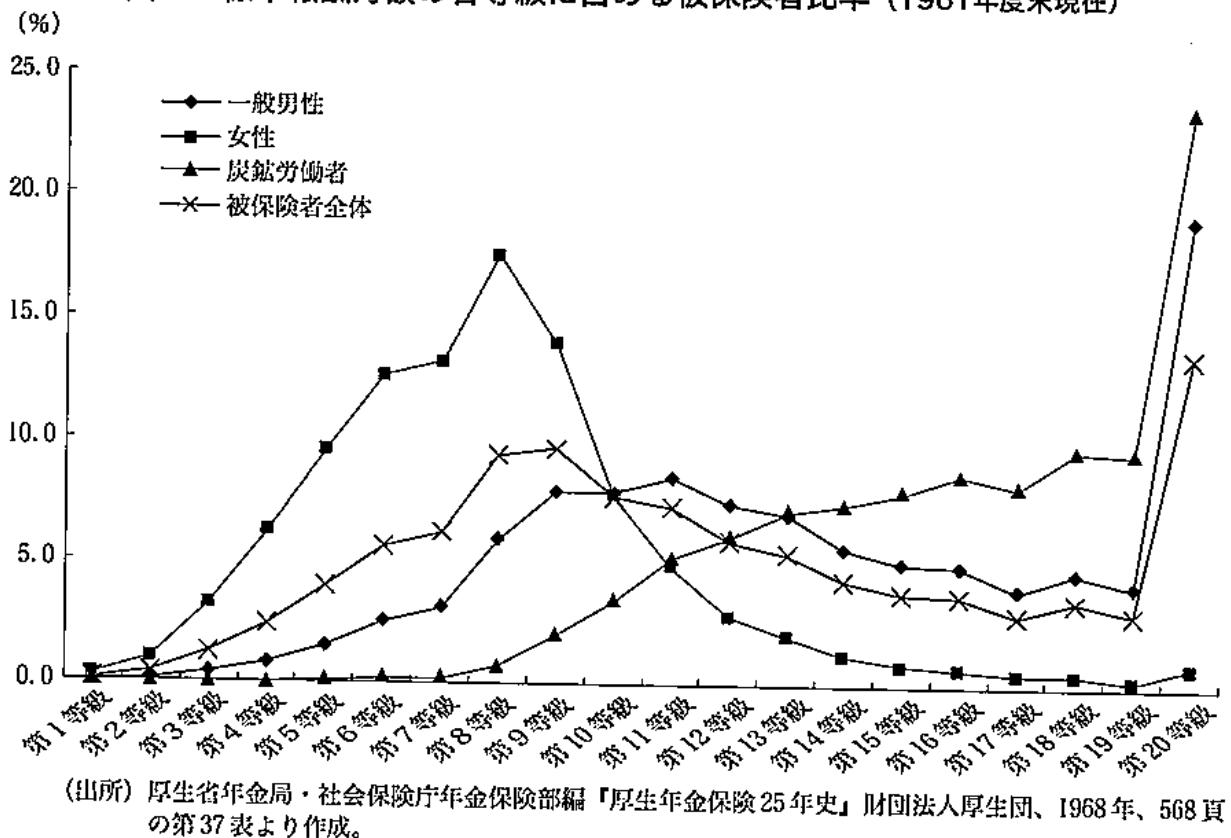
を暫定的なものとし、次回の財政再計算の結果にもとづいて、改めて引き上げるべきだとした。

4. 1965年改正による給付改善と保険財政

4.1 納付改善の必要性

前回の改正では、日本経営者団体連盟の強い抵抗により、小幅な改正に終わつたが、納付水準の改善を図る微調整として、標準報酬月額等級を最低額3,000円から最高額36,000円の20等級に改めた。また、報酬比例部分に関する納付算定方式の改正により、報酬比例部分に関しては、従来の2割増まで納付額を引き上げた。ここで再び表3を参照しつつ、図2をみてほしい。本図は、標準報酬月額の各等級に占める被保険者比率を描いている。表3の1960（昭和35）年度末現在と比較しながら、本図による1961（昭和36）度末現在の各等級に占める被保険者比率をみてみよう。前者の年度末では、被保険者全体の最高等級に10.3%が集中していたものの、後者では13.5%に上昇している。また、

図2 標準報酬月額の各等級に占める被保険者比率（1961年度末現在）



最高等級を除いた山型分布のピークは、第9等級の8.7%に対して、後者でも同上等級をピークにしているものの、その集中度合いは9.7%に上昇している。やはり、一般男性に関しても、最高等級では14.4%から19.0%に上昇している。また、最高等級を除いた山型分布のピークは、第9等級12,000円から第11等級16,000円にシフトしている。

以上のような各等級に占める被保険者比率の変化から、容易に推測可能であると思われるが、被保険者全体の平均標準報酬月額に関しても、年々上昇の一途をたどっている。ここで表4を見てほしい。本表では、1960（昭和35）年度から1964（昭和39）年度までを対象期間に、老齢年金給付月額および平均標準報酬月額の推移をたどっている（各年度末現在の数値）。また、平均標準報酬月額に対する老齢年金給付月額の占める比率、つまり所得保障割合の推移も表している。平均標準報酬月額の推移に関しては、1960（昭和35）年度の16,690円から、1964（昭和39）年度には23,981円に1.44倍上昇しているものの、平均標準報酬月額に対する老齢年金給付月額の割合は、20.8%から15.0%へと徐々に下降していく。

つまり、前回の改正を通じても、平均標準報酬月額に対する老齢年金給付月額の割合を維持し続けることは困難であり、むしろ下降の一途をたどってきた。1963（昭和38）年度において、老齢年金の1件当たりの平均給付月額は3,542円であった。この老齢年金の平均給付月額の水準に対して、生活保護費の生活扶助基準額はどの程度の水準にあったのだろうか。2級地60歳以上の単身男性を対象に、飲食費・被服費・保健衛生費・家具什器費・水道光熱費・雑費を加えた合計額は、1954（昭和29）年には2,157円であったものの、1963（昭和38）年には4,871円と2倍以上に引き上げられている¹⁹⁾。

表4 老齢年金の給付水準の推移（1960～64年度）

	1960	1961	1962	1963	1964
給付月額（円）[A]	3,476	3,475	3,482	3,542	3,586
対前年度増加率（%）	4.2	0.0	0.2	1.7	1.2
平均標準報酬月額（円）[B]	16,690	18,518	20,381	21,956	23,981
[A] / [B] (%)	20.8	18.8	17.1	16.1	15.0

（出所）厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、538頁の第3表から作成。

老齢年金給付額と生活扶助基準額とにおける整合性が存在しているわけではないが、以上のような状況からも、老齢年金の給付額を大幅に改善する要望が強かった。まして、高度経済成長期の過程においては、国民の生活水準も著しく向上していく傾向にあった。日本の国民総生産は、すでに1960（昭和35）年には430億ドルに達し、世界第5位の順位にあり、その後も着実に順位を上昇させていく²⁰⁾。高度経済成長期による著しい生活水準の向上につれて、老齢年金の給付額を改善し、被保険者の老後の所得保障を充実させていく必要性に迫られていた。なお、1962（昭和37）年の年は、労働者年金の施行から20年後に当たり、炭鉱労働者以外の拠出期間20年の者にも、老齢年金受給がいよいよ開始されることから、給付額を大幅に改善することが一層望まれていた。

4.2 改正への前提条件—退職金制度と厚生年金との調整問題

第1回目の財政再計算にもとづく前回の改正では、微調整程度の小幅な手直しに終わったことについて触れてきた。その最大の理由は、日本経営者団体連盟の「厚生年金保険法の改正問題に対する意見」にみられる根強い抵抗にあつた²¹⁾。改正問題に対する意見を通じて、日本経営者団体連盟は、「企業の退職金制度と厚生年金との関係調整を要望し、両者における調整なしに、厚生年金のみを充実することには賛成しかねない」と主張した。

両者における調整問題に関しては、前回の改正以前から、日本経営者団体連盟は問題視してきた。1952（昭和27）年の春以降、厚生年金の全面的な改正に向けて本格的な検討が行われていたが、同年の9月に日本経営者団体連盟は、「厚生年金保険法改正に関する意見」を発表した²²⁾。その意見においては、「労使の保険料負担能力がすでに限界に達している」という主張も含まれており、「全面改正に対して絶対反対である」という強烈な抵抗がみられた。その後も、連盟の見解と立場を明らかにするために、「厚生年金保険法改正に関する見解」を重ねて発表している²³⁾。日本経営者団体連盟はその見解において、退職金制度と厚生年金との関係の配慮を強く要望していた。その見解の要点は、「企業における退職金制度は社会保障制度を事実上代行している現実にあり、退職金の支払いと並行して、退職金額の数倍にも相当する厚生年金保険料の負担は全く不可能である」とい内容であった²⁴⁾。

このような経緯から、1953（昭和28）年の改正では、全面的な改正を見合わせることにし、差し当たり適用範囲の拡大と標準報酬月額の整理にとどめた。続く1954（昭和29）年改正の過程においても、日本経営者団体連盟は、「標準報酬月額・保険料の引き上げは、直ちに事業主の負担増に直結するが、労使の負担能力はすでに限界に達しており、負担を増大することは不可能である」と繰り返した²⁵⁾。

企業内福利制度のひとつである退職金制度は、企業に対する社員の忠誠心を高めると共に、厚生年金の代替になることからも、企業においては、厚生年金よりも重要なものとして扱われていた²⁶⁾。企業における退職金は、現役時代の最終賃金と勤続年数とを基準にすることから、賃金水準の上昇は、企業の退職金債務を大幅に増大させた。1955（昭和30）年は高度経済成長期の出発点であり、「もはや戦後ではない」というキャッチフレーズが翌年の経済白書に掲載され、戦後復興期の終焉が告げられた²⁷⁾。1954（昭和29）年の暮れに、翌年春に向けての賃上げを目指した春闘が発足するが、高度経済成長期の過程においては、春闘も賃上げにかなり貢献したようである²⁸⁾。また、高度経済成長期の過程において、中小企業の求人難が深刻化していくことに起因して、中小企業と大企業とにおける賃金格差も、縮小傾向に向かっていった²⁹⁾。このように高度経済成長期の過程には、賃金水準の上昇が伴っていた。

しかし、賃金水準の上昇は企業の退職金債務を増大させることから、1955（昭和30）年頃から、退職金を企業年金化する傾向が増加していった³⁰⁾。前回改正後の1961（昭和36）年11月には、すでに今回の改正に向けて、日本経営者団体連盟は、「退職金制度と厚生年金制度の調整についての試案」を発表した。老齢年金の報酬比例部分と同等以上の内容を持つ企業年金に関しては、イギリスの公的年金制度にみられるような適用除外方式を用いることにより、厚生年金と企業年金との調整を試案した³¹⁾。さらに、適用除外方式による調整の実現を前提にして、老齢年金給付水準をILO102号条約に規定される最低水準に達するまで引き上げることも提案している³²⁾。

日本経営者団体連盟は、これまでの厚生年金改正における老齢年金の給付水準改善に対して、強く抵抗してきた経緯があった。老齢年金の給付水準を抑制してきた主要な理由は、日本経営者団体連盟の強い抵抗に起因していたといえ

よう。しかし、今回の改正過程において、厚生年金と企業年金との調整を前提に、給付水準の改善に対する積極的な方向性の転回がみられた。

そもそも、被保険者側は退職金を賃金の後払いと考えていることから、社会保障制度である公的年金制度と私的な企業年金制度との両者は異質であり、調整試案に対して強く反対した。このような被保険者側と事業主側との対立を繰り返しながら、改正法案に至っては、1965（昭和40）年の6月1日によく可決され成立にこぎつけた。結局、今回の改正においては、いわゆる調整年金制度として、厚生年金基金制度が創設されることになった。実際に、改正後の翌年10月から厚生年金基金制度が施行されている³³⁾。1966（昭和41）年度には142基金が設立され、その後も基金数は着実に増加し、1969（昭和44）年7月1日現在では、累計で528基金に上り、加入員数は253万人に至った³⁴⁾。厚生年金基金制度は代行方式による調整年金制度であり、基金は老齢年金の報酬比例部分を国に代行して給付し、代行給付部分に相当する保険料の支払いが免除されることにより、退職金制度と厚生年金との調整が図られた。

厚生年金基金制度が創設されることにより、老齢年金の給付改善に対する最大の抵抗勢力は方向性を転回し、今回の改正を通じて、老齢年金の給付水準は大幅に引き上げられていく。

4.3 可決成立までの経緯³⁵⁾

1964（昭和39）年は、第2回目の財政再計算の結論がまとめられる時期にあった。「厚生年金保険法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同年4月28日に第46回通常国会に提出された。だが、同上国会の会期日数も残り少なく、実質的な審議が行われることなく会期末を迎え、改正法案は廃案となつた。同年の12月21日に、改正法案は第48回通常国会に再び提出されるものの、医療費問題をめぐる紛糾のために厚生年金の改正法案の審議は後回しにされた。厚生年金の改正法案に関しては、翌年の4月中旬から審議が開始される運びに至つた。

改正法案に関する審議の過程において、一部修正を加えることにより、ようやく5月上旬に衆議院にて可決され、直ちに参議院へ送付された。当初、改正法案の施行期日は1965（昭和40）年5月1日とされていたが、公布日から施

行することと、同年5月1日に遡り適用することに修正された。また、厚生年金基金などに関する規定は同年11月1日から施行することに改められた。

参議院における審議の過程では、厚生年金基金制度の一件から、改正法案の可決が危ぶまれる事態にあった。だが、国会の会期最終日（6月1日）において、厚生年金基金制度の施行期日を「政令で定める日から施行する」と再修正することにより、かろうじて改正法案は可決に至った。厚生大臣の諮問機関である社会保険審議会において、厚生年金基金制度の具体的な内容を十分に検討し、政令で定める日から施行することにより、妥協点を見出すに至った。1965（昭和40）年の6月1日に、ようやく改正法案は成立し、即日公布・施行の運びとなった。確認のために再び触れるが、改正法は同年5月1日に遡り適用される。

次節以降において、今回の改正の内容に触れていくが、改正に関する詳細について整理していくことを本稿の目的としていない。本稿では、厚生年金の財政方式に関して、賦課方式に傾斜していく過程を明らかにしていくことを目的としていることから、以下、給付水準の大幅な改善に結びつく改正内容と消極的な保険料率の引き上げに焦点を当てて論じていく。

4.4 給付水準の大幅改善

今回の改正では、企業年金化する退職金制度と厚生年金との調整を前提条件として、給付水準の大幅な改善が受け入れられた。まず、標準報酬月額等級の改定についてみてみよう。前回の改正後、最低額3,000円から最高額36,000円の20等級に区別されていたものの、今回の改正を通じて、最低額7,000円から最高額60,000円までの23等級に改められた³⁶⁾。今回の改正により、最低額は2.3倍、最高額に関しては1.7倍弱程度引き上げられた。標準報酬月額58,000円以上の被保険者は、最高等級の第23等級に分類される。1953（昭和28）年改正以降、標準報酬月額の最低額は3,000円に据え置かれていたものの、今回の改正により7,000円に引き上げられた。この改定により、標準報酬月額が7,500円未満の被保険者は、第1等級に振り分けられる。

ところで、老齢年金の給付水準を改善する際に、定額部分と報酬比例部分とのどちらの部分を中心に引き上げるかが論点となろう。今回の改正を通じて、後述するモデル年金的な「1万円年金」を例にするならば、給付額に占める定

額部分と報酬比例部分との割合は半々になる。それでは、次に定額部分と報酬比例部分とについて、今回の改正についてみてみることにしよう。

1954（昭和29）年改正以降、定額部分に関しては一律に月額2,000円に定められてきた。しかし、今回の改正では、定額部分の算出に関して、新たに期間比例制が採用された。まず、従来の月額2,000円を2.5倍の5,000円に引き上げ、被保険者期間21年から30年までの10年間に関しては、1年毎に250円が加算される。たとえば、被保険者期間30年の場合、定額部分は月額7,500円になる。したがって、定額部分は月額5,000円（20年以下の場合）から7,500円（30年以上の場合）の範囲において、拠出期間に比例して増加していくように改正された。なお、期間比例制を採用した定額部分の年額算定方式は、被保険者期間月数に250円を乗じることにより得られる。

さらに、今回の改正においては、「定額部分の増大について、今後一層努力すること」という附帯決議が可決された³⁷⁾。給付水準の改善に際して、定額部分と報酬比例部分とのどちらを引き上げるかの論点を考察する場合、定額部分が所得再分配の要素を持ち得ていることを忘れてはならない。産業構造における賃金格差や、男女間における賃金格差が著しい場合には、定額部分の役割は重要視されるべきであろう。

一方、報酬比例部分に関しては、前回の改正以降、算定方式の係数に1,000分の6を用いてきた〔全期間の平均標準報酬月額×（6/1,000）×240ヶ月÷12ヶ月〕。いいかえれば、被保険者期間20年を基準に、平均標準報酬月額の12%相当額が1ヶ月当たりの報酬比例額となる。前回の改正以前においては、算定方式における係数に1,000分の5を用いていた。もっとも、今回の改正により、算定方式の係数は1,000分の10に引き上げられた。つまり、今回の改正を通じて、被保険者期間20年を基準にして、平均標準報酬月額の20%〔（10/1,000）×240ヶ月÷12ヶ月〕相当額が、1ヶ月当たりの報酬比例額となる。したがって、前回の改正時と比較して、報酬比例額は約1.7倍増加した。

今回の改正過程において、1965（昭和40）年5月には、被保険者全体を対象にした平均標準報酬月額が25,000円に達すると推計されていた³⁸⁾。ここでは単純に「25,000円」という数字を基準にして、報酬比例額を算出することにしよう。すると、「25,000円」の20%相当額が1ヶ月当たりの報酬比例額

となることから、被保険者期間20年で5,000円に達する。一方、今回の改正を通じて、被保険者期間20年の場合の定額部分は5,000円となる。したがって、「25,000円」という数字を基準にすると、老齢年金の1ヶ月当たりの給付額は10,000円になる。以上が、いわゆる「1万円年金」の数字の根拠である。

この「1万円年金」は、先の「25,000円」に対して40%の給付水準に相当する。給付水準の「40%」という数字は、ILO102号条約により重要な意味を持ち得ていた。ILOの総会は、社会保障の国際的な最低基準に関する条約を1952年6月に採択したが、この条約をILO102号条約と呼んでいる。以下に、同上条約による老齢年金の給付水準に関する最低基準を確認しておこう³⁹⁾。102号条約では、通常の労働時間に対する賃金を基準に、生計費手当を含めた現役一般男性の賃金に対して、40%の給付水準を最低基準としている。ただし、被保険者期間30年を基準にして、年金受給年齢の配偶者を有する男性の場合を想定している。

もっとも、102号条約による40%の給付水準に関しては、今回の改正において初めて登場したのではなかった。被保険者側に属する日本労働組合総同盟は、1952（昭和27）年11月に、「厚生年金保険法改正に関する件」を発表している⁴⁰⁾。すでに紹介してきたが、同年11月には、日本経営者団体連盟が「厚生年金保険法改正に関する見解」を発表している。日本労働組合総同盟はその発表のなかで、「老齢年金の給付額を平均標準報酬の40%とすること」を要求していた。日本労働組合総同盟は、ILO102号条約で採択されたばかりの最低基準に関連して、40%給付水準を提案していたのである⁴¹⁾。

40%の給付水準に関する要望は、以上のような経緯を有するが、今回の改正による「1万円年金」の実現を通じて、ようやくILO102号条約を上回ることが可能となった。ただし、先の「25,000円」という数字を基準にしている点に关心を寄せてほしい。過去の標準報酬が低かったことも起因して、老齢年金給付月額の1件当たり平均額が10,000円を超えるには、いましばらく先の1969（昭和44）年度まで待たなければならなかつたし、改正後の数年間については、平均額が8,000円前後の水準にあった⁴²⁾。

ところで、今回の改正過程を通じて、給付額に対するスライド制も検討された。1963（昭和38）年10月に、改正に対する厚生省試案がまとめられたが、

その試案においては、給付額の実質的な価値を維持するために、定額部分にスライド制を採用することを提案していた⁴³⁾。しかし、その後の大蔵省との折衝を通じて、自動スライド方式は見送られることになった⁴⁴⁾。最終的に今回の改正では、年金額の改定に関して（第2条第2項）、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるために、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」という訓示規定が設けられた⁴⁵⁾。また、「スライド方式の確立については、なるべくすみやかに結論を出す措置を講ずること」という附帯決議も可決された⁴⁶⁾。

給付に対するスライド制を導入する場合、賃金と物価との両者において、どちらの経済指標を基準にするのか、議論の余地が残ろう。また、スライド制の導入に伴う追加的費用負担の問題に決着もつけなければならないであろう。

4.5 消極的な保険料率の引き上げ

前節を通じて、老齢年金の給付水準が大幅に改善されたことについて論じてきたが、今回の改正を通じて、保険料率や国庫負担はどのように改められたのだろうか、これらの点に関して本節で検討していこう。まず、保険料率の引き上げについてみていくことにしよう。前回の改正では、法案が可決成立し公布されるまでに1年の期間を要したことから、可決成立後の保険料率と最終保険料率とに関して、若干ながら引き上げる必要性があった。以上のような経緯から、前回の改正による保険料率を暫定的なものとして、1964（昭和39）年の財政再計算の結果にもとづいて、改めて引き上げるべき旨の規定を前回の改正法附則に設けた。

表5 保険料率の決定過程

(単位：%)

	平準保険料率	厚生省試案	改正法案の閣議決定	衆議院における一部修正	最終決定
一般男性	7.0	6.0	5.8	5.5	5.5
女性	5.3	4.5	4.4	3.9	3.9
炭鉱労働者	8.2	7.2	7.2	6.7	6.7

(出所) 厚生省年金局・社会保険庁年金保険部編『厚生年金保険25年史』財団法人厚生団、1968年より作成。

表5は、今回の改正に際して、保険料率の決定過程をたどっている。本表における平準保険料率は、今回の財政再計算の結果にもとづくものであり、一般男性7.0%、女性5.3%、炭鉱労働者8.2%の水準を必要としている⁴⁷⁾。これらの平準保険料率は、一般男性と炭鉱労働者とに対して、厚生年金基金の代行給付以外の給付部分に相当する保険料率を同一に設定し、代行給付部分に相当する保険料率差を1.2%に調整した数値であり、調整を加えていない単純な平準保険料率では、一般男性6.9%、炭鉱労働者15.8%となる⁴⁸⁾。1963（昭和38）年10月にまとめられた厚生省試案によれば、一般男性6.0%、女性4.5%、炭鉱労働者7.2%を当面の保険料率として、今後段階的に引き上げるものと計画していた⁴⁹⁾。だが、その後の大蔵省との折衝を通じて、保険料率の引き上げに関しては、保険財政が均衡に達するまで、5年毎に0.5%を加算した保険料率とすることを厚生年金保険法に定めることとした⁵⁰⁾。この点に関して、公益側は法に定める必要はないし、また、公益側の修正提案が受け入れられるならば、一般男性の保険料率に関しても、5.6ないし5.7%程度まで引き下げることが可能であると意見した⁵¹⁾。

結局、改正法案は閣議により、先ほどの法定に関して、「保険料率は保険財政の均衡するに至るまで、段階的に引き上げられるべきものとする」にとどめることとした。この点の内容に関しては、第81条の第6項として新たに設けられた⁵²⁾。そして附則にて、「1970（昭和45）年5月1日以後の保険料率については、0.5%をえた率とすることと、財政再計算の結果による変更もあること」を定めた⁵³⁾。また、保険料率に関しても、閣議決定により、一般男性5.8%、女性4.4%に引き下げられたが、炭鉱労働者に関しては、厚生省試案通りの7.2%で変更されなかった⁵⁴⁾。閣議決定によるこのような保険料率の負担回避は、負担の先送り行為であり、まさに賦課方式への傾斜傾向として捉えることができよう。

以上のような改正法案は、衆議院にて一部修正が加えられることで可決された。保険料率に関しては、さらに引き下げられて、一般男性5.5%、女性3.9%、炭鉱労働者6.7%とされた⁵⁵⁾。このような保険料率の引き下げは、衆議院における一部修正段階において、従来の国庫負担率が引き上げられたことに連動している。また、厚生年金基金に加入する被保険者に対しては、一般男性3.1%、

女性1.9%、炭鉱労働者3.1%に保険料率を定めた。ここで、一般男性と炭鉱労働者とに関して、代行給付以外の給付に相当する保険料率を同一に設定していることに注意してほしい。

以下に、今回の改正による国庫負担率の決定過程についてみてみよう⁵⁶⁾。厚生省試案の段階では、給付費に対する国庫負担として、炭鉱労働者以外の者に対する比率を従来の15%から20%に引き上げ、炭鉱労働者に関しては、従来の20%から25%に引き上げるとしていた。だが、大蔵省の強硬な反対により、国庫負担率は従来通りに据え置かれることになった。このような経緯から、改正法案の閣議決定においても、国庫負担率は現行通りとされたが、その後の衆議院の審議を通じて、炭鉱労働者以外の者に対する比率を20%に引き上げ、炭鉱労働者に関しては25%に引き上げると修正された⁵⁷⁾。ここにきて、国庫負担率の引き上げを容認した理由は、他の被用者年金制度に対する国庫負担率との均衡に配慮したためである。

このような国庫負担率の引き上げを通じて、最終的に保険料率が引き下げられることになった。たとえば、一般男性に関していえば、国庫負担率が15%から20%に引き上げられたことにより、老齢年金給付額に占める保険料等負担による給付割合部分は、85%から80%に引き下げられたことになる。したがって、5.8%に85分の80を乗じることにより、国庫負担率の引き上げに見合う5.5%の保険料率が得られる。このように国庫負担と保険料率との関係が説明されているものの、厚生年金では、国庫負担を年金給付時に負担することを忘れてはならない。したがって、国庫負担率の引き上げは、制度が成熟化していく将来の給付時において、税負担投入を増大させる見返りに、現在の保険料率の引き下げを行っているといえよう。

いずれにしても、保険料率のさらなる引き下げは、賦課方式への傾斜を意味することであろう。今回の改正を通じて、一般男性の場合、1965（昭和40）年5月からの暫定的な保険料率を5.5%とし、1970（昭和45）年5月1日以後の保険料率については、附則にて6.0%に引き上げることを謳っている。このように5年毎に5%ずつ引き上げていく計画では、5.5%を出発点とするならば、最終的な保険料率が9.0%と推計されているものの、もし、出発点を5.3%に設定するならば、最終的な保険料率は12.9%になると推測され、5.1%から

始めるならば、最終的には積立金の蓄積なしに賦課方式に移行するものと推計されている⁵⁸⁾。

このような推計からも、わずかな保険料率の引き下げであったとしても、将来世代に深刻な影響を及ぼし、やがて、積立金はゼロに近づき賦課方式に移行すると考えられる。今回の改正に際しては、保険料率に関する決定過程を通じて、消極的な保険料率の引き上げに終わったといえよう。財政方式の賦課方式への傾斜により、保険料率は消極的な引き上げにとどめられ、給付水準の大幅な改善が容認された。

5. 1969年改正—給付拡大と負担の先送り

5.1 可決成立までの経緯⁵⁹⁾

前回の改正により、給付水準の大幅な改善がなされ「1万円年金」の実現もみられたが、その後の高度経済成長期を通じて、またしても給付水準の遅れが顕著になってきた。第3回目の財政再計算を1969（昭和44）年に予定していたことから、改正の準備作業に関しても、1967（昭和42）年の夏から本格的に進められた。まず、社会保険審議会厚生年金保険部会を通じて、現行制度の問題点や論点に関して検討がなされ、改正に関する中間意見がまとめられた。その中間意見を受けて厚生省の試案が1968（昭和43）年12月に取りまとめられ、即座に大蔵省との折衝に入った。大蔵省との調整後の試案に対して、社会保険審議会厚生年金保険部会より、再び意見が寄せられた。以上のような経緯を踏まえて、ようやく改正法案は閣議決定に持ち込まれ、1969（昭和44）年3月18日に第61回通常国会に提出された。

同上国会において、改正法案の提案理由はなされたものの、他の法案の審議をめぐり国会が混乱していたことから、改正法案に関する実質的な審議は行われず、廃案となってしまった。だが、同年の11月29日に改正法案を第62回臨時国会に再び提出する運びとなった。衆議院における審議により、改正法案に修正が加えられることになったが、今回の修正案のなかで、もっとも興味深い点は、保険料率引き上げ幅を圧縮したことであろう。保険料率引き上げ幅の圧縮は、将来世代へのさらなる負担の先送りを意味している。衆議院において、

一部修正を加えて改正法案は可決された。その後、参議院に送付された改正法案は、同年の12月2日に可決され成立に至った。そして、12月6日に公布された。なお、改正法は同年11月1日に遡り施行されるとしている。

次節以降においては、賦課方式に傾斜していく今回の改正の特徴として、老齢年金給付水準の増大と保険料率引き上げ幅の圧縮に焦点を当てて論じていく。

5.2 給付水準の改善

高度経済成長期においては、賃金水準の上昇率が速いことから、改正により給付水準を改善したとしても、すぐに立ち遅れてしまう傾向にあった。前回の改正法案が検討されていた頃の時期と、今回の改正法案が検討されていた頃の時期では、賃金水準にどの程度の変動がみられるのだろうか。前回の改正に際しては、1963（昭和38）年10月に厚生省の試案がまとめられている。このための検討作業は、すでに前年に開始されていた。また、今回の改正作業の準備は、1967（昭和42）年夏から本格的に進められてきた。以上のような経緯から、1962（昭和37）年と1967（昭和42）年における賃金水準を比較してみるとしよう。サービス業を除く従業員規模30人以上の事業所を対象にすると、前者の年の男女平均賃金月額が23,372円であったのに対して、後者の年にはそれが37,798円に上昇していることから、両者の期間を通じて、名目賃金水準は1.6倍に上昇した⁶⁰⁾。参考までに、1968（昭和43）年には42,542円に上昇していることから、名目賃金水準は1.8倍に上昇している⁶¹⁾。

一方、平均標準報酬月額に対する老齢年金給付月額の割合をたどってみよう。ここで表6を見てほしい。本表における老齢年金給付月額および平均標準報酬月額の実額は、各年度末現在の数値である。1964（昭和39）年度には、そ

表6 老齢年金の給付水準の推移（1964～69年度）

	1964	1965	1966	1967	1968	1969
給付月額（円）[A]	3,586	7,649	7,826	8,067	8,313	13,909
対前年度増加率（%）	1.2	113.3	2.3	3.1	3.0	67.3
平均標準報酬月額（円）[B]	23,981	29,342	31,839	34,877	38,360	47,526
[A] / [B] (%)	15.0	26.1	24.6	23.1	21.7	29.3

（出所）厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年、538頁の第3表から作成。

の比率が15.0%にまで落ち込んでいたものの、前回の改正により、1965（昭和40）年度には26.1%まで復活した。しかしながら、翌年度以降は24.6%、23.1%と下降していき、1968（昭和43）年度には21.7%まで落ち込んでしまった。このような状況から、今回の改正においては、再び給付水準の大幅な改善を図ることが必要とされていた。

まず、報酬比例部分の給付算定基準となる標準報酬月額等級の改定についてみてみよう。前回の改正以降、最低額7,000円から最高額60,000円までの23等級に整理されていた。ここで再び表6を参照にしつつ、1968（昭和43）年度末の平均標準報酬月額をみてみると、一般男性44,851円、女性25,036円、炭鉱労働者50,078円となり、被保険者全体では38,360円となる⁶²⁾。これらの数字を現行の標準報酬月額23等級に当てはめてみると、一般男性第19等級、女性第12等級、炭鉱労働者第21等級に振り分けられ、被保険者全体でも第17等級に当てはまる。やはり、一般男性と女性とにおける賃金格差が顕著に目立っていることを指摘できよう。今回の改正では、従来の標準報酬月額等級に対して、最低額10,000円から最高額100,000円までの28等級に改めている⁶³⁾。最低額に関しては1.4倍、また、最高額に関しては1.7倍引き上げられることになる。

次に、今回の改正による老齢年金の給付算定方式に関して、定額部分と報酬比例部分とについて、それぞれみてみよう。まず、従来の定額部分に関しては、期間比例制を採用し、最低額の月額5,000円から7,500円をその範囲としていた。したがって、年額の定額部分の算定方式は、被保険者期間月数に250円を乗じることにより算出される。今回の改正では、被保険者期間月数に乗じる単価を従来の250円から400円に引き上げた。よって、被保険者期間20年の場合、月額定額部分は8,000円となり、従来の1.6倍に引き上げられたことになる。同様に30年の場合は12,000円に引き上げられる。

一方、報酬比例部分の算定方式に関しては、従来通りの算定方式の係数のままに据え置いたものの、過去の低い標準報酬月額の適用に関して、以下の施策を講じた。

- ① 1957（昭和32）年以降の被保険者期間のみを計算の対象とする
- ② 過去の標準報酬月額に関して、10,000円未満のものが含まれる場合には、一律に10,000円に読み替える

このような2つの施策が講じられたが、②に関しては、1954（昭和29）年の改正の際に、過去の低い標準報酬月額を一律に3,000円に読み替える経験をすでにしている。過去の低い標準報酬月額の解決方法として、①の施策は、不公平感を付隨させる恐れも生じる。この点に関しては、すでに拙稿においても指摘しているが、再び触れることにしよう⁶⁴⁾。炭鉱労働者に代表される肉体労働者の場合、必ずしも年齢の加算と共に賃金が上昇していくとは限らず、ある一定の年齢時に賃金のピークに到達し、その後の賃金は下降していく場合がある。このようなケースにおいて、①の施策を適用することにより、かえって不公平感を助長する可能性もある。

老齢年金の給付基本額は、定額部分に報酬比例部分を加算することにより得られるが、さらに、1954（昭和29）年改正以後、加給年金を有する者に対しては、加給年金額が加算されている。加給年金は家族構成に対する配慮であり、配偶者・18歳未満の子・労働力を喪失した子を対象に、従来では1ヶ月当たり一律に400円が加算されてきた。今回の改正では、従来の一ヶ月400円を配偶者1,000円、第一子600円に引き上げた。とりわけ、配偶者に対しては、従来額の2.5倍に達していることから、大幅に引き上げられたといえよう。

今回の改正によるモデル年金の給付額では、定額部分に報酬比例部分を加算したうえに、加給年金も加えている。前回の建前のモデル年金「1万円年金」と比較して、今回の改正により給付水準はどの程度に改善されたのだろうか。配偶者を有する一般男性で、1970（昭和45）年10月から受給を開始する被保険者期間24年4ヶ月の場合を対象に、老齢年金の給付月額を算出してみることにしよう⁶⁵⁾。当時、同年10月に60歳に達する被保険者の平均的な平均標準報酬月額が38,069円になると推計されていたことから、1ヶ月当たりの報酬比例額は9,263円 [38,069円 × (10/1,000) × 292ヶ月 ÷ 12ヶ月] となる。一方、1ヶ月当たりの定額部分相当額は9,734円 [400円 × 292ヶ月 ÷ 12ヶ月] と計算されることから、給付基本額は18,997円となり、これに1ヶ月当たりの配偶者分の加給年金額1,000円を加算することで、モデル的な老齢年金の給付月額は19,997円となる。従来の「1万円年金」では、建前のモデル年金であり、大抵の場合には、その水準に達するまでに、改正後の数年を要するだろうと見込まれていた。それに対して、今回の「2万円年金」に関しては、上

述したように改正翌年の10月から実現している。したがって、今回の改正を通じて、老齢年金給付額の水準は、「1万円年金」から「2万円年金」に、またしても、大幅に引き上げられたといえる。

今回の改正では、過去の低い標準報酬を切り捨てたり、読み替えたりする施策を講ずることにより、過去の低い標準報酬の再評価に将来連動するだろう対応がなされたが、ここで、給付額に対するスライド制の確立に向けた動きを確認しておこう。今回の改正に際して、厚生省の試案がまとめられた段階では、スライド制の採用も含まれていた。だが、大蔵省との折衝において、大蔵省が強く難色を示したことから、スライド制の案に関しても取り除かれた経緯があった。すでに上述してきたが、日本は高度経済成長期にあり、改正により給付水準を改善したとしても、現役世代の賃金水準上昇率の速さから、給付水準がすぐに立ち遅れてしまう傾向にあった。このような経済的な背景からも、給付額に対するスライド制を望む声は大きかったものの、大蔵省の反対方針により、今後の課題として先送りされた。

これに対して、社会保険審議会年金部会による意見⁶⁶⁾として、「物価水準等の上昇が激しい場合においては、部分的にせよスライド制を導入すること」を要望した。たとえ、スライド制の制度化に至らない場合においても、「5%以上の物価上昇が2年以上継続する際には、次の財政再計算を待たずして、改正により給付額を引き上げること」を政府の当然の責務であるとして、強く遺憾を示した。

5.3 保険料率引き上げ幅の圧縮

今回の改正を通じて、老齢年金の給付水準は、またしても大幅に引き上げられた。前回の改正により、厚生年金基金制度が創設されたことで、日本経営者団体連盟の抵抗が除かれたことも、今回の給付拡大の主要な要因といえるだろう。上述してきたような給付水準の大幅改善に対して、当然のことながら、それに対応して保険料率も引き上げなければならない。今回の財政再計算では、どの程度の保険料率の引き上げ幅を必要としていたのだろうか。本節では、保険料率引き上げ幅の決定過程をたどっていくことにしよう。

今回の財政再計算では、一般男性8.6%、女性6.4%、炭鉱労働者9.8%の平

準保険料率を要すると見込まれていた⁶⁷⁾。ただし、この場合における数値は、一般男性と炭鉱労働者との代行給付部分に相当する保険料率を1.2%差に調整したものであり、未調整の数値では、一般男性8.5%、炭鉱労働者20.4%となる⁶⁸⁾。このような平準保険料率に対して、厚生省の試案段階の保険料率では、一般男性6.5%、女性4.9%、炭鉱労働者7.7%に設定する予定にあった⁶⁹⁾。

ただし、厚生省の試案がまとめられる以前に、社会保険審議会の厚生年金部会では、今回の改正における保険料率に関して、「給付改善に伴う保険料率の引き上げを当面大幅なものにしないこと」や、「将来世代（後代）の負担とすること」を主張すると共に、「保険料と給付との関連性を弱めること」も述べていた⁷⁰⁾。以上のような厚生年金部会での意見は、賦課方式への傾斜に依存する安易な体質を作り出すことであろう。また、このような意見は、今回の改正の特徴として、厚生年金制度に影を落としているといえよう。

そもそも前回の改正により、附則にて1970（昭和45）年5月1日以後、保険料率は0.5%を加えた率とすることを謳っていた。前回の改正による保険料率は、一般男性5.5%、女性3.9%、炭鉱労働者6.7%に設定されていたことから、先の附則を踏まえると、一般男性6.0%、女性4.4%、炭鉱労働者7.2%に引き上げる必要性がある。だが、財政再計算にもとづく今回の厚生省の試案では、附則を踏まえたこれらの保険料率に対して、さらに0.5%ずつ上回る結果となつた。

結局、改正法案の閣議決定段階では、厚生省試案と同率の保険料のままに決定された。だが、閣議決定後のこれらの保険料率の水準については、衆議院の審議を通じて、次のように修正される運びとなつた⁷¹⁾。

- ① 保険料率を0.1%引き下げるのこととする
- ② ただし、改正法施行日以後の2年間においては、さらに、保険料率を0.2%引き下げるることとする

以上のように、改正法案に2段階の保険料率の引き下げが加えられた。したがつて、今回の改正では、①により、保険料率が一般男性6.4%、女性4.8%、炭鉱労働者7.6%に設定された。だが②の措置により、1969（昭和44）年11月1日以後の2年間においては、さらに0.2%引き下げるにより、一般男性6.2%、女性4.6%、炭鉱労働者7.4%の保険料率が適用されることになる。

このような修正案における2段階の保険料率の引き下げは、裏を返せば、施行後当初2年間の保険料率を段階的に引き上げる手続きと同じようにみえるかもしれないが、施行後当初2年間に關しては、特別に保険料率の引き上げ幅を0.2%圧縮、つまり免除していると考えるべきであろう。今回の保険料率改正の特徴として、将来世代に対する負担の先送りがあからさまになってきたといえよう。

6. おわりに

以上を通じて、本稿では、「1960年代における厚生年金の制度展開について」論じてきた。1960年代の改正を通じた特徴は、老齢年金の給付水準の拡大と保険料負担の先送り傾向にあろう。老齢年金給付水準の拡大傾向の要因には、まず第1に、高度経済成長期という経済的背景をあげることができよう。「もはや戦後ではない」というキャッチフレーズと共に戦後復興期の終焉が告げられたが、高度経済成長期の過程では、賃金水準の速い上昇を伴った。だが、老齢年金給付額の算定方式は、過去の賃金水準の低い時代の被保険者自身の平均標準報酬月額にもとづいていることから、現役世代の平均標準報酬月額に対する老齢年金給付額の割合は、給付水準の拡大を繰りかえさない限り、つねに見劣りしてしまう水準に置かれていた。このような経済的背景を要因として、国民生活の生活水準に相応する年金水準を給付する努力から、老齢年金の給付水準は拡大傾向にあった。給付水準の拡大傾向の第2要因としては、日本経営者団体連盟の方針転換をあげることができよう。1965（昭和40）年改正において、退職金制度と厚生年金との調整が図られたことで、給付水準の改善に対して、積極的な方針転換がみられるようになり、給付拡大に反対する抵抗勢力は弱まったといえよう。

一方、保険料の先送り傾向に關しては、とくに、1969（昭和44）年改正の過程において、顕著にみられるようになった。同年の改正過程において、保険料率に關しては、「当面において引き上げ幅を大幅なものにしないこと」、「将来世代の負担とすること」、「保険料と給付との関連性を弱めること」の要望が上がってきた。改正過程における以上のような要望からも、将来世代に対する

負担の先送りが露骨になってきたように思える。保険料率に関しては、たとえわずかな引き下げであったとしても、将来世代に深刻な影響を及ぼすことが明らかにされていた。以上のような改正の特徴から、厚生年金の財政方式は、賦課方式を加味した修正積立方式から、1960年代を通じて賦課方式へと傾斜していく。

本稿では、拙稿「厚生年金の制度展開と財政方式について」に続いて、高度経済成長期と重なる1960年代の厚生年金の制度展開について、財政方式の賦課方式への傾斜傾向の制度的要因を分析してきた。だが、本稿では紙数の制約から、高度経済成長の終焉時期までの改正を論じることはできなかった。そこで次号においては、本稿の続編として、高度経済成長の終焉時期における厚生年金の制度展開と共に、とくに、賦課方式への傾斜傾向の制度的要因について論じていくことを予定している。

注

- 1) 『厚生年金保険25年史』、594～595頁。
- 2) 厚生年金から特定職域の離脱は、公的年金制度の統合一元化の原則に反することであった。まず、私立学校教職員共済組合法が1953（昭和28）年8月21日に公布され、翌年の1月1日から施行されることになった。続いて1954（昭和29）年6月15日には、市町村職員共済組合法が成立し（公布は同年7月1日）、翌年の1月1日から施行された。なお、1954（昭和29）年の厚生年金改正法の成立時期に相前後して、市町村職員共済組合法が成立している。離脱の第3のグループとして、農業協同組合や農林漁業組合等の職員による農林漁業団体職員共済組合法が、1958（昭和33）年3月31日に成立し（公布は同年4月28日）、一部の規定は公布日から施行され、残りの他の規定は翌年1月1日から施行される運びとなった。このような特定職域の厚生年金からの離脱は、老齢年金の低給付水準に起因している。厚生年金の老齢年金給付水準と他の公的年金制度における給付水準との比較に関しては、田多英範「分立型国民年金体制の確立（II—第5章）」、145頁や清水英彦「年金保険の拡充・展開（III—第2章）」、189頁を参照せよ。
- 3) 拙稿「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」、12頁（下から3～4行目）では、1953（昭和28）年12月以降50歳を超えて退職した場合、翌年の1月から支給が開始される事例を紹介している。この記述に関しては、『厚生年金保険15年史』、133頁の記述に依存している。もっとも、机上の計算上では、1953（昭和

- 28) 年11月末に拠出期間を満たすことから、同年12月より受給権は発生していた。この点に関しては、『同上書』、372～373頁を参照せよ。いずれにしても、1954（昭和29）年2月に初めての受給者が発生した。
- 4) 拙稿「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」、25頁。
- 5) 『厚生年金保険25年史』、562頁。
- 6) 『同上書』、140～141頁。
- 7) たとえば、『厚生年金保険15年史』、711頁を参照せよ。
- 8) 拙稿「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」、29～30頁の記述を参照せよ。
- 9) 『厚生年金保険25年史』、461頁および『厚生年金保険50年史』、708頁。
- 10) 『厚生年金保険25年史』、465頁。
- 11) 『同上書』、464～465頁。
- 12) 『同上書』、同上頁。
- 13) 『厚生年金保険50年史』、79頁。
- 14) 本節における以下の一般男性の保険料率に関する記述の数値は、『同上書』、同上頁に依存している。
- 15) 本節における記述は、『厚生年金保険25年史』、151～157頁に依存している。
- 16) 厚生年金の前身である労働者年金が制定された際には、當時10人以上を雇用する事業所の男性労働者のみを適用対象としていたが、厚生年金に名称を改めた際に、適用対象事業所の範囲を5人以上に拡大修正すると共に、新たに男性や女性の事務職、女性労働者に対しても適用範囲を拡大した。さらに、1953（昭和28）年の改正の際には、適用範囲を土木・建築・教育・研究・調査・医療・調剤・看護・助産・通信・報道・社会福祉の業種にまで広げた。続く1954（昭和29）年の法案審議の過程において、5人未満の事業所に対する社会保険の適用が審議されたものの、厚生省の見解として、事務量の増大から適用することの困難性を明らかにした（『厚生年金保険15年史』、275～278頁）。最終的に同年の改正においては、附帯決議として、「厚生年金の内容充実を図ると共に、各種年金制度を整備統合して、国民年金制度を創設することの要望」が付加された（『同上書』、325頁）。当然のことながら、企業側は保険料の負担増加を理由に、5人未満の事業所に適用を拡大することに関して抵抗していた（田多英範「分立型国民年金体制の確立（II－第5章）」、155～156頁）。以上のような経緯から、5人未満事業所の被用者や自営業者などを対象に、国民年金制度の創設準備が進んでいった。やがて、国民年金法案が閣議決定され、1959（昭和34）年2月に第31回通常国会に提出される運びとなった。そして、同年の4月には国民年金法が成立した。
- 17) 『厚生年金保険25年史』、142頁。
- 18) 本項における以下の改正・平準・最終保険料率に関する記述の数値は、『同上書』、467頁の第25表に依存している。

- 19) 1954（昭和29）年の生活扶助基準額に関しては、拙稿「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」、26頁の記述を参照せよ。また、1963（昭和38）年の生活扶助基準額に関しては、『厚生年金保険25年史』、265頁を参照せよ。
- 20) 内閣府HP (<http://wp.cao.go.jp/zenbun/keizai/index.html>) から、1969（昭和44）年度の年次経済報告（経済白書）の数値を引用した。
- 21) 『厚生年金保険15年史』、151～153頁。
- 22) 『同上書』、155～156頁および168～169頁。
- 23) 『同上書』、169～176頁および『厚生年金保険25年史』、66～69頁。
- 24) 『厚生年金保険15年史』、171頁。
- 25) 『同上書』、208頁。
- 26) 田多英範「分立型国民年金体制の確立（II－第5章）」、144～147頁。
- 27) 有沢広巳監修『昭和経済史（中）』、199～203頁。
- 28) 森武磨・他『現代日本経済史（新版）』、138～139頁。
- 29) 『同上書』、137～138頁。
- 30) 山崎広明「日本における老齢年金制度の展開過程－厚生年金制度を中心として－」、187頁。
- 31) 清水英彦「年金保険の拡充・展開（III－第2章）」、190頁および山崎広明「日本における老齢年金制度の展開過程－厚生年金制度を中心として－」、187頁。
- 32) 『同上書』、同上頁。
- 33) 『同上書』、188～189頁および吉原健二『わが国の公的年金制度－その生い立ちと歩み－』、77～80頁。
- 34) 八木哲夫「年金制度の現状と方向」、26頁。
- 35) 本節における以下の記述は、『厚生年金保険25年史』、313、324～325、333～336頁および曾根田郁夫「厚生年金保険改正法成立に至るまでの経緯」を参照した。
- 36) 第1等級7,000円、第2等級8,000円、第3等級9,000円、第4等級10,000円、第5等級12,000円、第6等級14,000円、第7等級16,000円、第8等級18,000円、第9等級20,000円、第10等級22,000円、第11等級24,000円、第12等級26,000円、第13等級28,000円、第14等級30,000円、第15等級33,000円、第16等級36,000円、第17等級39,000円、第18等級42,000円、第19等級45,000円、第20等級48,000円、第21等級52,000円、第22等級56,000円、第23等級60,000円。
- 37) 『厚生年金保険25年史』、336頁。
- 38) 『同上書』、341頁。
- 39) 本節における以下の記述は、週刊社会保障編集部「ILO102号条約」、35～49頁に依存している。
- 40) 村上貴美子『戦後所得保障制度の検証』、137頁。
- 41) 『厚生年金保険25年史』、69頁。

- 42) 『厚生年金保険50年史』、538頁の第3表を参照せよ。
- 43) 『厚生年金保険25年史』、289頁。
- 44) 『同上書』、293頁。
- 45) 『同上書』、332頁。
- 46) 『同上書』、336頁。
- 47) 『同上書』、368頁の第9表および『厚生年金保険50年史』、391頁の第17表。
- 48) 大滝勉「厚生年金保険法の費用推計の概要」、36～37頁。
- 49) 『厚生年金保険25年史』、289～290頁。
- 50) 『同上書』、293頁。
- 51) 『同上書』、309頁。
- 52) 『同上書』、857頁。
- 53) 『同上書』、312～313頁。
- 54) 『同上書』、316頁。
- 55) 『同上書』、332頁。
- 56) 本節における以下の記述に関しては、『同上書』の290、292、312、331、334頁に依存している。
- 57) なお、65歳からの在職者賃年金等に対しては、国庫負担は行わないものとされた。
- 58) 『厚生年金保険25年史』、471頁。
- 59) 本節における以下の記述は、『厚生年金保険50年史』、158～168頁に依存している。
- 60) 『同上書』、431頁の第63表を参照せよ。
- 61) 同上。
- 62) 『同上書』、505頁の第45表を参照せよ。
- 63) 第1等級10,000円、第2等級12,000円、第3等級14,000円、第4等級16,000円、第5等級18,000円、第6等級20,000円、第7等級22,000円、第8等級24,000円、第9等級26,000円、第10等級28,000円、第11等級30,000円、第12等級33,000円、第13等級36,000円、第14等級39,000円、第15等級42,000円、第16等級45,000円、第17等級48,000円、第18等級52,000円、第19等級56,000円、第20等級60,000円、第21等級64,000円、第22等級68,000円、第23等級72,000円、第24等級76,000円、第25等級80,000円、第26等級86,000円、第27等級92,000円、第28等級100,000円。
- 64) 拙稿「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」、25頁。
- 65) 本節における以下の計算式は、八木哲夫「年金制度の現状と方向」、25頁に依存している。
- 66) 『厚生年金保険50年史』、165頁。
- 67) 『同上書』、393頁の第22表を参照せよ。
- 68) 同上。
- 69) 『同上書』、167頁。

70)『同上書』、159頁。

71)『同上書』、168頁。

参考文献

- 阿部公一「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」『東北公益文科大学総合研究論集』、第9号、2005年
- 有澤廣巳監修・厚生省年金局編『年金制度改革の方向—長期的な均衡と安定を求めて—』東洋経済新報社、1979年
- 有沢広巳監修『昭和経済史（中）』日本経済新聞社、2001年（第1版第2刷）
- 大滝勉「厚生年金保険法の費用推計の概要」厚生省年金局企画監修『年金時報』厚生出版社、No.5、1965年
- 厚生省年金局・社会保険庁運営部編『厚生年金保険50年史』財団法人厚生年金事業振興団、1993年
- 厚生省年金局・社会保険庁年金保険部編『厚生年金保険25年史』財団法人厚生団、1968年
- 厚生省保険局編『厚生年金保険15年史』財団法人厚生団、1958年
- 財団法人厚生団『厚生年金保険制度回顧録』社会保険法規研究会、1988年
- 清水英彦「年金保険の拡充・展開（III—第2章）」、横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社、1998年（第1版第5刷）
- 社会保障研究所編『戦後の社会保障一本論』至誠堂、1968年
- 社会保障研究所編『年金改革論』東京大学出版会、1982年
- 週刊社会保障編集部「ILO102号条約」「週刊社会保障」社会保険法規研究会、第18卷246号、1964年
- 地主重美「1960年代の年金問題」『季刊 社会保障研究』、Vol.5、No.4、1970年
- 曾根田郁夫「厚生年金保険改正法成立に至るまでの経緯」厚生省年金局企画監修『年金時報』厚生出版社、No.5、1965年
- 田多英範「分立型国民年金体制の確立（II—第5章）」、横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社、1998年（第1版第5刷）
- 年金局年金課「厚生年金保険法改正案の国会審議の概要—第48回通常国会」厚生省年金局企画監修『年金時報』厚生出版社、No.5、1965年
- 村上貴美子『戦後所得保障制度の検証』勁草書房、2003年（第1版第2刷）
- 森武麿・他『現代日本経済史（新版）』有斐閣、2002年（新版第1刷）
- 八木哲夫「年金制度の現状と方向」『週刊社会保障』社会保険法規研究会、第23巻526号、1969年
- 山崎広明「日本における老齢年金制度の展開過程—厚生年金制度を中心として—」

東京大学社会科学研究所編『福祉国家 第5巻（日本の経済と福祉）』東京大学出版会、1985年

山崎広明「日本における被用者老齢年金制度の展開—厚生年金制度史概説—」『証券研究』、Vol.101、1992

横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社、1998年（第1版第5刷）

吉原健二『わが国の公的年金制度—その生い立ちと歩み—』中央法規、2004年